

青森県報

第三百三十八号

令和三年
七月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………(総務学事課) ……一
- クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……一
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

告 示

青森県告示第五百六号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十一号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

令和三年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 第二十号中「5 調剤券送付書」を「5 調剤券送付書 医療受給証」に改める。
- 6 第二十五号及び第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号から第五十七号までを二号ずつ繰り上げる。

青森県告示第五百七号

令和三年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示する。

令和三年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和三年十一月三日(水・祝)

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

二 受験願書受付期間

令和三年九月三日(金)から同月十六日(木)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所、八戸市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配付する。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ野辺地店
上北郡野辺地町字二本木四六の一先
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社横浜フアーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 荒川孝男
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
	大規模小売店舗 開設の施 設の運 営方法 に関する 事項	大規模小 売店舗に おいて小 売業を行 う者の開 店時刻及 び閉店時 刻	大規模小 売店舗 開設時刻 午後九時 十分	大規模小 売店舗 開設時刻 午後九時 十分	
	閉店時刻 午後九時 十分	閉店時刻 午後九時 十分	閉店時刻 午後九時 十分	閉店時刻 午後九時 十分	令和 三・七・二
	閉店時刻 午後九時 十分	閉店時刻 午後九時 十分	閉店時刻 午後九時 十分	閉店時刻 午後九時 十分	令和 三・七・二

- 四 届出年月日
令和三年七月一日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場
- 2 期間
令和三年七月二十六日から同年十一月二十六日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

- のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。
- 1 提出期限
令和三年十一月二十六日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県		(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行		定価 小口一枚二付十五円	